

議案第120号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法に従って取得された新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に対して課する固定資産税に係る特例割合を定める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第27条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第38条 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める

期間は、第 6 条の 3 第 6 項に規定する期間とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例)

第39条 法附則第60条第 3 項に規定する条例で定める放棄は、市長が指定した行事に係る放棄とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に 2 条を加える改正規定（附則第39条に係る部分に限る。）は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。